

## 丸窓及び角窓に関する事項

### 改正規則

鋼船規則 L 編

鋼船規則検査要領 L 編

### 改正理由

鋼船規則 L 編 7 章及び 8 章には、それぞれ丸窓及び角窓に関する要件を規定している。本要件中には、窓の主要部品（窓枠、ガラス枠、ガラス押え枠及び内蓋）及び閉鎖金物等に使用する材料の引張試験片の採取方法を規定しているが、当該材料にアルミニウム合金材を使用する際の引張試験片採取方法が、7 章と 8 章のそれぞれの要件で整合しておらず、取扱いが不明確となっていた。

また、角窓に対する機械的強度試験に関する要件についても、一部で取扱いが不明確となっていた。

このため、上記の各要件の取扱いが明確となるよう、関連規定を改めた。

### 改正内容

- (1) 窓の主要部品にアルミニウム合金材を使用する際の引張試験片の採取方法に関する要件を改めた。
- (2) 角窓に対する機械的強度試験に関する要件を改めた。

### 改正条項

鋼船規則 L 編 7.1.4, 8.1.4

鋼船規則検査要領 L 編 L8